

吹田市人権施策推進計画

(素案)

吹 田 市

目 次

基本方針

I	はじめに	4
II	計画の概要	5
	1 計画の趣旨及び位置づけ	
	2 計画の構成	
	3 計画期間	
	4 S D G s	
III	人権をめぐる状況	7
	1 人権をめぐる国等の状況	
	2 本市の取組	
IV	基本理念	10
V	基本方向	11

基本計画

I	体系図	14
II	基本施策	15
	施策1 人権意識高揚のための施策	
	(1) 人権教育の推進	
	(2) 人権啓発の推進	
	施策2 人権擁護と救済のための施策	
III	個別施策	19
	施策1 女性の人権	
	施策2 子供の人権	
	施策3 高齢者の人権	
	施策4 障がいのある人の人権	
	施策5 同和問題(部落差別)	
	施策6 外国人の人権	
	施策7 さまざまな人権課題	
	(1) インターネットによる人権侵害	
	(2) 感染症に関する人権	

(3) 性的指向・性自認を理由とする人権侵害

(4) その他の人権問題

IV 推進にあたって 38

1 庁内推進体制

2 関係団体との連携

基本方針

I はじめに

人権が普遍的な文化として人々に根付く社会を実現するためには、すべての人が、相互に人権の意義及びその尊重と共生の重要性について理解を深めなければなりません。そのためには、個人としての尊厳が重んじられる社会、個性や能力が自己実現に生かされる機会として確保される社会を実現することが求められています。

私たち一人ひとりが人権尊重の社会の実現に向けて、豊かな人権感覚を醸成していくことができるように主体的に取り組むことが必要です。

昭和21年(1946年)に公布された日本国憲法、昭和23年(1948年)の国際連合総会において採択された「世界人権宣言」から既に70年以上が経過しました。これらが保障する基本的人権は、過去幾多の試練を経て、人類が多年にわたり自由獲得のために努力してきた成果です。

しかし、いまだ基本的人権の侵害に関わるさまざまな問題が存在し、解決しなければならない課題があります。私たちは、人権が尊重され、差別のない、共に生きることのできる社会の実現に向け、今後もたゆまず努力していかねばなりません。

本市では、平成18年(2006年)に吹田市人権施策基本方針を策定しました。策定後15年以上が経ち社会情勢も推移し、それに伴い人権をめぐる個々の状況にも変化がみられます。近年では、高齢者や児童等に対する虐待や学校におけるいじめ、また、急速な情報化社会の進展に伴い、SNSなどインターネット上の差別書き込みや新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害、性的マイノリティへの偏見や差別など、新たな人権課題が顕在化しています。また人権課題に関する個別の法令が制定され、少しずつではありますが人々の意識にも変化が見られるようになりました。

これらの状況の変化に対応するため、吹田市人権施策基本方針を見直すとともに、新たに「吹田市人権施策推進計画」を策定し、より一層、人権の視点に立って市政運営に努めるとともに、市民、事業者、関係諸団体等と市が連携・協働して、人権に関する課題に積極的に取り組めるような施策を進めていきます。

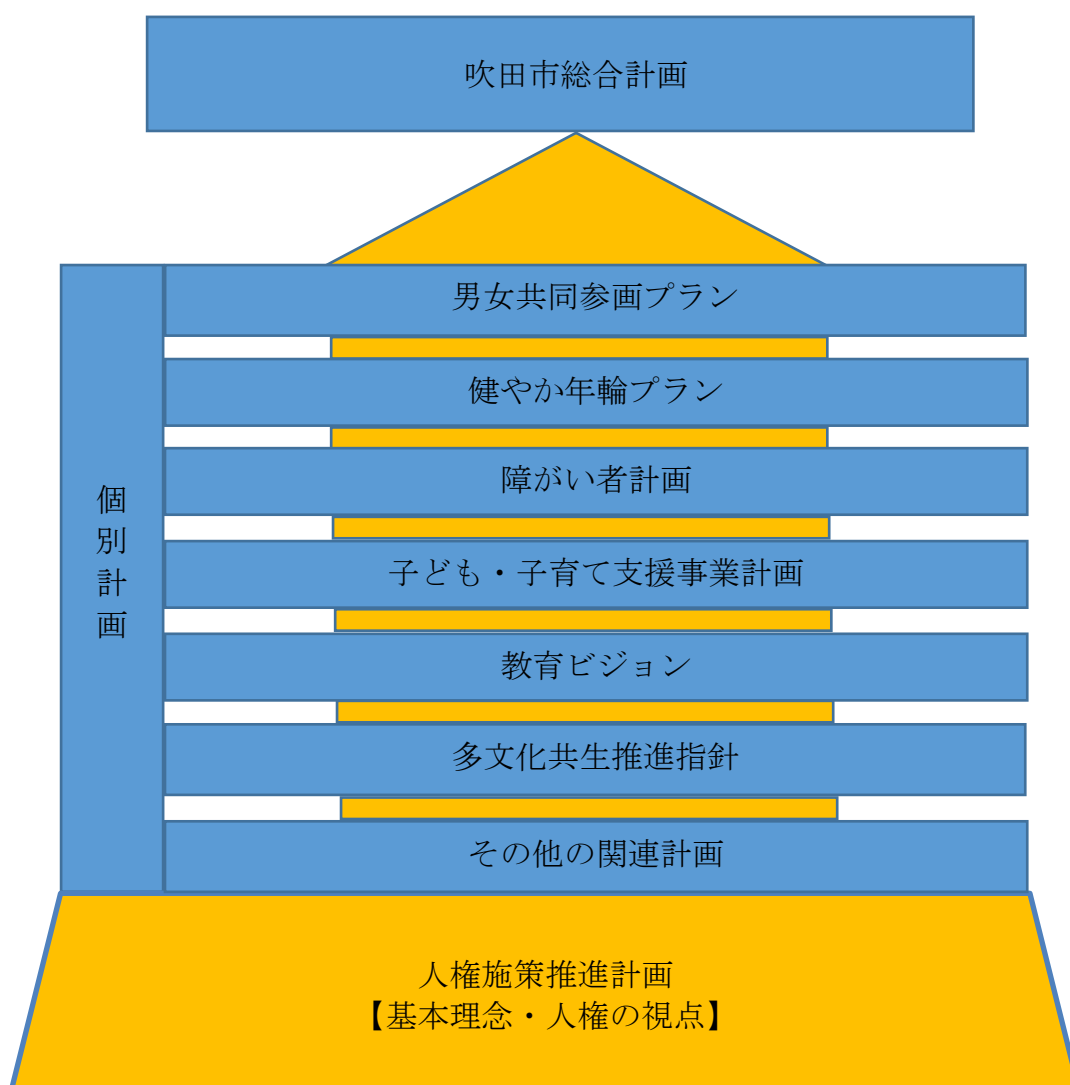
令和〇年(〇〇〇〇年)〇月 吹田市

Ⅱ 計画の概要

1 計画の趣旨及び位置づけ

本計画は、吹田市総合計画を上位計画とする人権分野の個別計画であり、行政分野すべての基盤【ベース】としての性格を有しています。

女性、高齢者、障がい者、子供、教育など各分野の具体的な人権施策については、それぞれの分野における個別計画等に基づいて推進しますが、すべての分野に共通する人権尊重の基本的な指針となる基本理念とそれを実現するために必要となる施策を明らかにし、人権施策を総合的に推進するため「人権施策推進計画」を策定するものです。



2 計画の構成

推進計画は、基本方針と基本計画により構成します。

基本方針は、基本理念とそれを実現するための基本方向を施策として示します。

基本計画は、基本理念を実現するための具体的なアクションプランとして、2つの基本施策と7つの個別計画を示します。

3 計画期間

推進計画の計画期間は、令和5年度(2023年度)から令和10年度(2028年度)までの6年間とします。

4 SDGs

平成27年(2015年)に国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標」が採択されました。これは、令和12年度(2030年度)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標・169のターゲットから構成されています。

本市の人権施策を推進するにあたって、SDGsの趣旨と目標を踏まえて取り組んでいく必要があります。



Ⅲ 人権をめぐる状況

1 人権をめぐる国等の状況

昭和23年(1948年)、国際連合総会において採択された「世界人権宣言」では『すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である』とうたわれています。

世界人権宣言の精神を具体化するために、以降「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者権利条約」など数多くの人権関連条約が採択され、これらを通じて、人権保障の確立が国際社会の大きな潮流となっています。

平成6年(1994年)の国際連合総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、この決議を受けて、国及び地方公共団体において人権保障の確立に向けた行動計画を策定するなど積極的な取組が進められてきました。

また、国際連合では平成16年(2004年)に「人権教育のための世界計画」を採択し、平成17年(2005年)から人権教育を積極的に推進するための取組が進められています。

わが国では、「世界人権宣言」に先立つ昭和22年(1947年)に「日本国憲法」が施行されました。基本的人権の尊重はこの憲法の柱のひとつであり、侵すことのできない永久の権利であると規定されています。

この憲法の趣旨を踏まえ、さまざまな法律が整備されてきました。

平成9年(1997年)に「人権擁護施策推進法」が施行されるとともに、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。

平成12年(2000年)には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14年(2002年)には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この計画は平成23年(2011年)に改正され、北朝鮮による拉致問題等が人権課題に追加されました。

また、個別の人権課題の解決に向け、「児童虐待防止法」、「DV防止法」、「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「障害者差別解消

法」、「ヘイトスピーチ解消推進法」、「部落差別解消推進法」などが制定されてきました。

大阪府では、平成10年(1998年)に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定され、同条例に基づき平成13年(2001年)に「大阪府人権施策推進基本方針」が策定されました。

この基本方針に基づき、平成17年(2005年)に人権施策を総合的に推進するため「大阪府人権教育推進計画」が策定されました。

平成27年(2015年)には、府民の差別意識の解消、人権課題の理解を深めていくために「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」を策定し、これらの計画に基づき人権意識の高揚に向けた施策が進められています。

また、令和元年(2019年)には「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が制定されました。

2 本市の取組

本市においては、市の最上位計画である「吹田市総合計画」において、重要な施策の一つとして人権を位置づけ、さまざまな取組を進めてきました。昭和58年(1983年)には、市民の総意のもと「非核平和都市宣言」を行い、「平和のないところには人権は存在し得ず、人権のないところに平和は存在し得ない。人権尊重が平和の基礎である。」との認識のもとに、人権尊重の社会の実現とともに非核平和の社会の実現を施策推進の基本として取り組んできました。平成4年(1992年)には、平和祈念資料室(現在の平和祈念資料館)を開設し、戦争の惨禍及び平和の尊さを後世に伝えるとともに、平和に対する意識の高揚を図っています。

平成11年(1999年)4月には、人権教育の重要性が国の内外において高まりを見せる中で「人権教育のための国連10年吹田市行動計画」を策定し、豊かな人権感覚に満ちあふれた社会の創造に向けて、全庁的に連携を図りながら取り組んできました。

また、平成12年(2000年)4月には、「吹田市人権尊重の社会をめざす条例」を施行し、差別のない社会の実現に向けて施策の推進に努める

とともに、平成18年（2006年）には、「吹田市人権施策基本方針」を策定し、人権施策の推進を図ってきました。

このような取組の中で、人権意識の高まりとともに人権問題についての理解は進みましたが、いまだ女性、子供、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などに関わる差別など、さまざまな人権課題が存在しています。

また、いじめや不登校、ひきこもり、子供への暴力、体罰や虐待、高齢者や障がい者等への虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為、ハラスメント、インターネットを通じた人権侵害や個人の尊厳を損なう行為、犯罪被害者とその家族の人権に配慮するなど、さまざまな事象が、社会のあり方の急激な変化とともに、社会全体の問題として深刻化してきています。さらには性的指向・性自認を理由とする人権侵害や新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題など新たな課題も顕在化しています。

この他にも、地震や豪雨などの大規模災害を経験し、災害時に避難所等で顕在化する災害時要配慮者への対応などが重要視されています。

また、吹田市では平成29年（2017年）に「人権に関する吹田市市民意識調査」を実施しました。今後の施策に反映する基礎資料として、主な人権課題に対する市民の考え方、人権侵害に関する経験の有無や、人権侵害を受けた場合の対応などを調査しました。

この調査結果も参考にしながら、人権課題解決のために、すべての人の人権が大切にされる社会の創造をめざし「吹田市人権施策基本方針」を見直すとともに、「吹田市人権施策推進計画」を策定するものです。

IV 基本理念

すべての人の人権が尊重される潤いのある豊かな社会の実現

吹田市人権尊重の社会をめざす条例の前文にある「すべての人の人権が尊重される潤いのある豊かな社会」の実現をめざすことを基本理念として掲げ、人権施策を総合的に推進します。

人権とは、人間の尊厳に基づいてすべての人が持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての存在と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

基本理念に基づく社会を築いていくには、市民一人ひとりが自分自身のこととして、お互いに人格や個性を認め、価値観などの違いをありのままに受け入れ、行動できるような社会を創造していくことが求められます。

市の行政は、このような社会を実現するために、総合的な人権行政施策を展開する役割を担っています。そして、すべての人が情報や市民活動の成果などを共有し、活用することができる環境を整備し、行政が市民、事業者や関係団体等と連携・協働して、地域全体の人権教育・啓発に取り組み、社会を豊かなものにしていくことが大切です。

V 基本方向

「人権意識高揚のための施策」と「人権擁護と救済のための施策」を基本施策として位置づけ、個別施策とともに施策の総合的な推進を図ります。

(1) 人権意識高揚のための施策

- ① 市民の自主性を尊重しながら家庭、地域、学校、職場等における自発的な学習意欲を育むために、生涯を通じて人権教育・啓発を推進します。
- ② 人権教育・啓発の推進にかかわる活動をより効果的かつ総合的に進めるために、市は職員研修等を充実することにより人材育成を図り、各部局相互の連携協力関係を強化します。

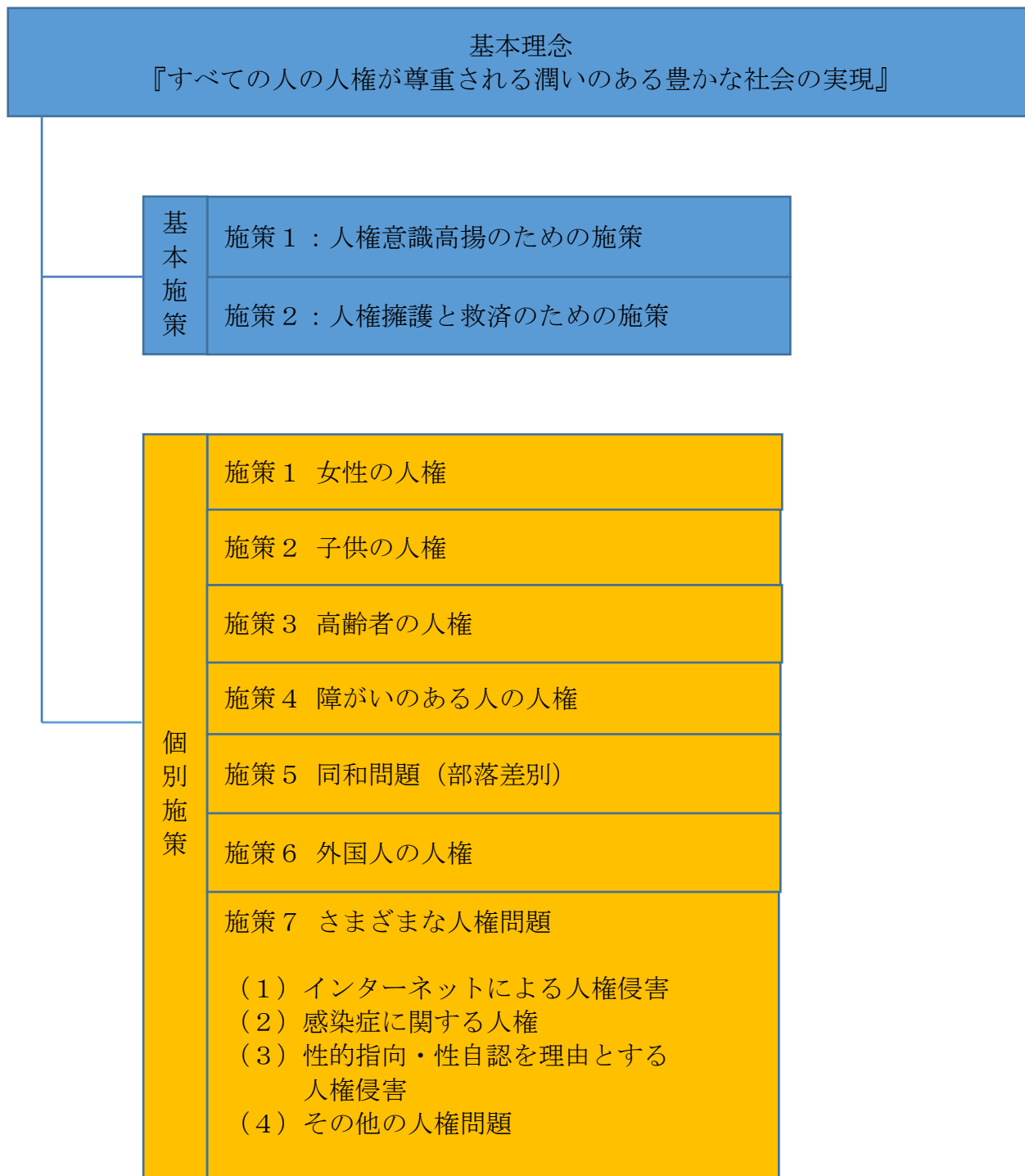
(2) 人権擁護と救済のための施策

- ① 各種相談窓口の情報を積極的に提供するとともに、相談者に配慮した利用しやすい相談窓口にします。
- ② 複雑化、多様化する相談内容に対応するため、相談者の意思を尊重しながら情報共有を図るなど窓口相互の連携を強化するとともに、職員の資質向上を図り、実効性のある相談・支援体制の充実に努めます。
- ③ 相談者の意思を尊重した相談者本位の相談、自立のための支援を図ります。
- ④ 人権侵害による被害者の救済については、法務局などの関係機関との連携を進め、適切に人権救済できるような体制を図ります。
- ⑤ 情報を収集する機能を充実し、パブリックコメントなどの制度を利用して市民や事業者などの意見を可能なかぎり反映するとともに、ホームページやSNSなどの情報ネットワークの活用、市報への掲載や啓発パンフレットの作成など、さまざまな媒体を通じて人権に関わる情報を提供します。
- ⑥ 人権教育・啓発の推進は、家庭、地域、学校、職場、NPOをはじめとする市民の自主的な活動などあらゆる機会をとらえて取り組ま

れることが重要であるので、実施主体に対し教育や啓発の方法、講師、教材、活動事例等について情報を提供し、吹田市人権啓発推進協議会をはじめとする吹田市内の人権に関する活動の支援を図っていきます。

基本計画

I 体系図



Ⅱ 基本施策

施策 1

人権意識高揚のための施策

人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として、潤いのある豊かな社会を実現するために必要な取組について、市民一人ひとりが人権や人権問題についての理解を深め、自分の課題として考え、社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚をもって行動する人間として育つため、学校、地域、家庭、職域その他のあらゆる場を通じて多様な機会の提供、効果的な手法を用いて、人権教育、人権啓発を推進します。

人権教育とは、人権尊重の精神が自然と身に付くことを目的とする教育活動をいい、学校教育と社会教育を通じて推進されるもので、人権啓発とは、「市民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」のことで

（１）人権教育の推進

□現状と課題

人権教育は市民一人ひとりの生涯の中で、あらゆる場と機会を通じて実施されることで効果を上げるもので、生涯にわたる教育・学習が重要であり、とりわけその基礎を培う学校教育の果たす役割が重要です。

近年、学校や人権を取り巻く情勢が大きく変化しています。より一層人権問題への理解と認識を深め、一人ひとりが自ら行動する力を身に付けることが求められています。

そのためには、人権教育を行う教職員等の資質を向上させるとともに、子供たちが社会生活を営むうえで必要な知識を身につけることができるように、家庭・地域との連携・協力が必要です。

また、いじめの未然防止のため、全ての教育活動に人権尊重の視点を取り入れ、児童・生徒の心を育てる教育課程の編成及び推進が必要です。

社会教育については、生涯学習（楽習）推進計画に基づき、学習の機会を

提供し、多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める必要があります。

□主な施策

①次代を担う教職員の育成

児童・生徒に人権教育を推進していくには、教職員自身が常に人権感覚を磨いていくことが必要であるため、すべての教職員、学校管理者がキャリアステージに応じた資質・能力を身につけることができるよう支援します。

②いじめのない学校づくり

子供たちが安心して学校生活を送れるよう、いじめ防止の取組名を、「すいたGRE・ENスクールプロジェクト」とし、様々な取組を未来に向け積極的に推進します。

③生涯を通じた豊かな学びの提供

市民一人ひとりが人間性豊かな生活を営むために学習する必要がある人権や国際理解など、現代的課題に応じた多様な学習機会を提供します。

(2) 人権啓発の推進

□現状と課題

基本的人権を尊重し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、講演会やパネル展の実施、啓発冊子の配布、作文の公募など様々な方法で人権啓発活動を進めてきました。

今後も引き続き、より一層人権問題への理解と認識を深め、主体的に行動する力を身に付けるため、学校や家庭、地域での啓発活動に取り組む必要があります。

□主な施策

①人権啓発事業の推進

人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、市民ひゅーまんセミナー、

人権啓発パネル展、人権フェスティバル、市民平和のつどいなどの開催を推進します。

施策 2

人権擁護と救済のための施策

人権侵害にかかわる問題が生じた場合には、一人で悩むのではなく、市民が身近に解決方策について相談できる窓口が必要です。

国においては、人権擁護のための取組として、各地方法務局で人権相談所を設けるとともに、全国で人権相談や啓発活動など人権擁護の活動をする人権擁護委員を委嘱しています。

本市においては、人権相談や自殺予防相談をはじめ、家庭児童相談、すいたストップDVステーション等、さまざまな人権に関わる相談窓口を設置しています。人権に関する相談は、相談者の状況により多種多様であり、相談者の意思を尊重しながら情報共有を図るなど、窓口相互の連携を強化するとともに、職員の資質向上を図り、実効性のある相談、自立のための支援を図る必要があります。

また、人権侵害による被害者の救済については、法務局などの関係機関との連携を進め、適切に人権救済できるような体制を構築することが必要です。

□主な施策

①相談窓口の充実

複雑化、多様化する相談内容に対応するため、窓口相互の連携を強化するとともに、職員の資質向上を図り、実効性のある相談・支援体制の充実に努めます。

Ⅲ 個別施策

取り組むべき主要な課題

ここでは、主要な人権分野として、女性、子供、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）、外国人、さまざまな人権課題の7つの施策について、現状と課題、主な施策、関連する個別計画を示すこととします。

施策 1

女性の人権

□現状と課題

女性の人権問題は、昭和60年（1985年）に「女子差別撤廃条約」が批准され、昭和47年（1972年）「男女雇用機会均等法」、平成11年（1999年）「男女共同参画社会基本法」、平成13年（2001年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、平成28年（2016年）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されるなど、女性の地位向上のために法制度やそれらの法令に基づくさまざまな施策が実施されてきました。

また、平成30年（2018年）に「政治分野における男女共同参画推進法」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となるよう政党に求めており、女性の政策決定への参画が期待されます。

本市では、平成14年（2002年）に、男女共同参画社会の実現に向けて、行政と市民、事業者が協働するための基盤となる「吹田市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、条例の趣旨を具体的に実現するため「すいた男女共同参画プラン」を平成15年（2003年）に策定し、5年ごとに見直しを行っています。

同プランでは、『すべての人が性別にかかわらずいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる豊かなまち』を「めざすまちの姿」とし、計画的に事業を実施するために目標値を設定することや、重点的に取り組む必要がある施策や事業、市民の取組などを掲げています。

特に、女性に対するあらゆる暴力の根絶のために平成23年（2011年）に基礎自治体としては全国的にも先進的な取組として、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップDVステーション（DV相談室）」を設置し、DV被害者に対する相談・支援に積極的に取り組んできました。若年層へのデートDVの啓発のために、中・高・大学生への予防啓発講座も実施しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴

力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

そのためには、男女共同参画に向けての意識改革やさまざまな分野における環境づくりを進めるとともに、政策・方針決定の場に女性の参画を進めることが必要です。

今後も、条例やプランに基づき男女が家庭、職場、地域、学校などあらゆる分野に対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、行政、市民及び事業者が一体となり計画的に施策を推進していきます。

□主な施策

①DV防止に向けた啓発の推進

DVを防止するためのセミナー等を開催します。

また、若年層を対象としたデートDV等の予防啓発を推進するとともに、パンフレットやホームページ等を活用した啓発に取り組みます。

②相談支援の機能強化

すいたストップDVステーション（DV相談室）の充実を図るとともに、DV相談担当者への専門研修の実施および医師、弁護士等との連携の強化に取り組みます。

③ハラスメント防止対策の推進

ハラスメント防止対策として、市職員への周知徹底と研修の充実、苦情処理制度の充実を図ります。また、事業所への出前セミナー等による啓発を行うとともに、相談体制の整備・充実をめざし、相談担当者への啓発につながる情報提供を行います。

□関連する主な個別計画

○すいた男女共同参画プラン

施策 2

子供の人権

□現状と課題

平成6年(1994年)に批准された「子どもの権利条約」の理念である、子供を“保護の対象”としてではなく“権利の主体”として権利や自由を尊重することが大切です。

児童福祉法は、その第1条で『全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。』と規定しています。

(児童虐待)

平成12年(2000年)に、『児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定める』ために「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、平成16年(2004年)の改正では、児童虐待が著しい人権侵害であることが明記されるとともに、児童虐待の定義に、面前DVにおける子供への心理的虐待、同居人による児童虐待と同様の行為が加えられました。

さらに平成19年(2007年)の改正では、児童の安全確認のための立入調査等の強化や、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等の見直しがされました。平成28年(2016年)の改正では、児童のしつけに際して監護、教育に必要な範囲を超えて、懲戒してはならないことが明記されるとともに、都道府県、市町村の役割・責務を明確化する等の見直しがされました。

本市では、平成13年(2001年)10月に「吹田市児童虐待防止ネットワーク会議」を設置し、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関との連携や家庭児童相談室の設置等、支援体制の充実に努め、虐待防止に向けた意識啓発等に取り組んできました。また、児童虐待防止対策とDV防止対策とを一体として進めるため、平成23年度(2011年度)からWリボンプロ

ジェクトとして、DVや児童虐待に係る講座等を開催しています。

(いじめ)

平成25年(2013年)に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

いじめは人の心身、人格を傷つけるだけでなく生命をも脅かす重大な人権侵害です。いじめの防止には、学校教育が大きな役割を担っています。これまでも学校、教育委員会を中心に対応、指導を行ってきましたが、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本市でも平成28年(2016年)に市と教育委員会で「吹田市いじめ防止基本方針」を策定し、令和2年(2020年)に改定しました。学校、教育委員会の取組を明確にし、組織的な対応や家庭、地域と連携した取組の強化を図ります。また、子供からの個別の相談体制の充実、学校と学校外の支援機関との連携の強化などを進めます。

(子供の貧困)

平成26年(2014年)1月には、子供の貧困対策の総合的推進を目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。それを受け、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本市においても子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子供の貧困対策を推進する必要があります。本市では、平成28年(2016年)に大阪府及び府内の自治体と共同で「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、その調査結果から、経済的要因だけでなく、親の養育力の充実及び地域などとのつながりの必要性等、複合的な要因で貧困にある子供と保護者の実情が明らかになりました。このような広範囲にわたる問題に対しては、関係部局が連携し取り組むことが重要であるため、平成30年(2018年)3月に本市の基本的な考えを示す「吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」を策定し、学習支援を含めた教育の支援、ひとり親家庭を含めた世帯への生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を総合的に推進しています。

この他にも子供や若者の居場所づくり、体罰をめぐる問題、子供の最善の利益を実現するために社会や大人が何をすればいいのか、すべての子供が大切にされる社会をどのように作っていくのかなど、多くの課題があります。また、個々の問題や課題については、それぞれが多様化、深刻化しています。

今後、こうした取組の一層の充実を図る中で、家庭、学校、地域社会、NPOなど社会全体が協力して子育てを支援していく体制を整備します。

子供が一人の人間として尊重・保護され、生存、発達や自由が保障されるためにも、子供が安心、安全で健やかに育ち、子供が社会参加の機会に恵まれ、大人と子供が共に生きることができるようまちづくりを進めます。

□主な施策

①児童虐待防止対策の充実

民生・児童委員の協力のもと実施している子ども見守り家庭訪問事業の充実を図り、虐待の発生予防、早期発見に努めます。

また、母子保健課が実施する乳幼児健康診査や保健指導等の母子保健事業と連携しながら、育児支援家庭訪問事業の取組を進め、養育支援を必要とする家庭を支援することで、虐待の未然防止に努めます。

②いじめ防止対策の推進

「すいたGRE・ENスクールプロジェクト」やその他いじめ防止等のための対策が、学校・家庭・地域間・関係諸機関等との連携のもと適切に行われるように、必要な体制を整備するとともに、より多くの大人が児童等の悩みや相談を受け止めることができるように、家庭や地域の関係団体との連携を促進します。また、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備・周知するとともに、機能の充実を図ります。

③子供の貧困対策の推進

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子供たちが夢と希望を持って成長していける地域社会の実現を目指し、国の「子供の貧困対策に関する大綱」に沿って事業を体系的に整理し、対策を総合的に推進していきます。

□関連する主な個別計画等

- 子ども・子育て支援事業計画
- いじめ防止基本方針
- 子供の夢・未来応援施策基本方針

施策 3

高齢者の人権

□現状と課題

高齢者が、いつまでも健康でいきいきと暮らせるよう、就労はもとより、趣味、スポーツ・文化・ボランティア・福祉活動など地域社会において連携を図り、生きがいをづくりをしながら社会参加を促進することが大切です。

また、高齢者の権利や介護を巡って生じているさまざまな問題への対策も急がなければなりません。老人福祉施設や病院など施設だけでなく、家庭においても、身体拘束などの虐待が指摘されているほか、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者を欺き、財産権を侵害する事例も見受けられます。

国においては、平成18年（2006年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、高齢者等への深刻な権利侵害の防止等を支援する仕組み作りが進められています。

本市においても65歳以上の人口は、令和2年（2020年）9月末には高齢化率が23.8%で、地域によっては30%近くにもなり、全国と比較するとゆるやかではありますが、“超高齢社会”を迎えています。

また、一人暮らしや認知症の高齢者、夫婦ともに高齢者で老老介護の負担を抱える世帯も増加しています。

これらの動向を踏まえ、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを計画期間とする「第8期吹田健やか年輪プラン」に沿って、高齢者の生きがいづくりや介護予防の取組を進めるとともに、身近な場所での相談・支援体制の充実を進めています。

また、特殊詐欺や悪徳商法に対抗するため、セミナーや出前講座での啓発、警察との連携、消費生活センターでの個別相談を進めています。

今後、「身近な地域で共にいきいきと安心・安全にくらせるまち」を市の将来像として、すべての高齢者の人権が守られ尊厳ある暮らしを送ることができるよう、人権を尊重する視点を持って各施策を推進するとともに、これらの取組や制度の周知に努めます。

□主な施策

①権利擁護事業の充実

高齢化の進展とともに、より重要度が増していく成年後見制度について、市民が制度の趣旨を理解しやすく、支援を必要とする人の利用につながるような広報に努めるなど、制度の利用促進に向けた取組を進めます。また、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な人が住み慣れた地域において自分らしく安心して生活ができるよう、利用者との契約に基づき福祉サービス利用支援などを行う日常生活自立支援事業について、周知を図るとともに、希望者が速やかに事業を利用できるよう、効果的な支援のあり方を検討します。

②高齢者虐待防止に向けた取組の推進

高齢者虐待の早期発見、早期対応の重要性について、引き続き出前講座や地域ケア会議での啓発に取組みます。また、認知症サポーター養成講座においても、高齢者虐待への支援についての情報を提供し、早期発見・早期対応の重要性への理解を深めます。

□関連する主な個別計画

- 吹田健やか年輪プラン
- 吹田市地域福祉計画

施策 4

障がいのある人の人権

□現状と課題

障がい者が地域社会の中で暮らしていく上では、さまざまな障壁（バリアー）があります。歩道の段差や階段、エレベーターの不備などの「物理的な障壁」、資格制限等による「制度的な障壁」、差別や偏見等の「心理的な障壁」などです。また、これらの障壁に加え、障がい者に対する理解不足から企業や施設内等での差別・虐待や暴行、社会福祉施設などの設置に際しての施設コンフリクトの問題、さらには財産侵害などの人権問題が生じています。これらの問題は障がいのない人々を中心とした社会の仕組みの中で、障がいがある人々の人権保障が取り残されてきたためです。

平成18年（2006年）12月に国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が全会一致で採択され、わが国は「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」の制定など障がい者の権利に関する国内法を整備し、平成26年（2014年）1月に「障害者権利条約」を批准しました。

特に、「障害者基本法」の改正では障がいの定義について、個人にかかる“医療モデル”から社会的な事物、制度、慣行にかかる“社会モデル”への転換を図りました。また、平成24年（2012年）10月には自治体への通報を義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、さらに平成17年（2005年）10月成立の「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合支援法」が平成25年（2013年）に施行されました。

障がい者は特別な存在でなく、障がいの有無にかかわらず、市民として住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまちを実現することが必要です。

学校現場での障がいがある子供たちへの教育については、特別支援教育として実施しているところですが、共生社会の実現に向けて、障がいのある子供一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図り、すべての子供たちが違いを認め、互いを尊重し、高め合える「ともに学び、ともに育つ」学級

づくり、学校・園づくりを進めます。

平成28年（2016年）4月からの「第4期吹田市障がい者計画」、平成30年（2018年）4月からの「第5期吹田市障がい福祉計画」と「第1期吹田市障がい児福祉計画」で定めた、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等により障がい者施策の総合的・計画的な推進に努めています。

今後とも、障がいのある人と障がいのない人が、同じ権利を持つ一人の間であることを認識し、障がい者が容易に自己実現を図ることのできる「共に生きる社会」を構築するため、障がい者の意見を聴きながら、さまざまな機会を通じて障がい者に対する差別や偏見の解消に努めます。

□主な施策

①バリアフリーの実現及びユニバーサルデザイン浸透に向けた取組

公共施設の新設等に当たっては、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準に適合するものとし、公共交通事業者が行う施設のバリアフリー化の整備の促進等、バリアフリーの実現に向けた取組を進めます。また、これらの取組を併せて、ユニバーサルデザインを浸透させるための施策を検討します。

②相談支援専門員や事業所の従業者に対する研修の実施

障がい者に対する虐待が疑われる場合の速やかな通報を徹底するため、相談支援専門員やサービス管理責任者等の事業所の従業者の虐待防止に対する意識を高める研修を実施します。

③成年後見制度の利用啓発

成年後見制度については、後見人等が実施する支援内容を障がい者が理解し、相談機関等を通じて利用につながるようなことができるよう、市報すいたやホームページ等を活用しながら、関係機関等と連携して一層の啓発に取り組めます。

④地域全体で障がい者差別の解消に向けた取組を推進

吹田市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、差別解消に向けた取組について検討を進めます。

□関連する主な個別計画

- 吹田市障がい者計画
- 吹田市障がい福祉計画
- 吹田市障がい児福祉計画
- 吹田市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画
(読書バリアフリー計画) (令和4年度策定予定)

施策 5

同和問題（部落差別）

□現状と課題

昭和40年(1965年)に国の同和対策審議会が、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題」であり、「日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であって、「日本国民の一部が現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と位置づけました。そして、その早急な解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申され、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

その後、平成14年(2002年)3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまで生活環境の改善のための事業が実施され、法の失効後は、特別対策事業から一般対策事業へと移行しました。

これらのことにより、環境整備は進んだものの、一般対策事業への移行後も同和問題（部落差別）に関する差別意識、忌避意識は残っており、特にインターネット上での差別的な書き込み等の差別事象が続き、そのため平成28年(2016年)12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。同法の中で部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であり、国、地方公共団体は部落差別の解消に関する施策を講ずるようにとされました。

本市でも、特別対策事業の中で同和問題（部落差別）の解決に向けた取組を市の最重要課題として位置付け、生活環境等の基盤整備を進めるとともに、人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発にも努めてきました。この結果、生活環境等の基盤整備が大幅に進み、対象地区の状況は改善され、心理的な差別についても一定解消の方向に進んできましたが、本市が平成29年(2017年)に行った人権に関する市民意識調査でも、差別意識、忌避意識が残っていることが見受けられることから、今後も、差別意識忌避意識の解消

に向けた取組が必要であり、一人ひとりが同和問題（部落差別）について一層理解を深めていくことが必要です。

□主な施策

①人権教育・啓発の推進

同和問題（部落差別）のない社会の実現に向け、これまでの取組の中で積み上げてきた成果を踏まえて、差別に対する正しい人権教育・啓発を推進し、地域の施設を活用して、より多くの市民に呼び掛け、交流を進めていきます。

②相談窓口の充実

相談事業を強化・充実することにより、人権侵害を受けた人、あるいはさまざまな課題を抱えた人々が、自立と自己実現を達成することができるよう努めます。

③関係機関等との連携強化

インターネット上の差別的書き込み等に対しては、法務局等の関係機関と連携して、削除要請を行うなど厳正に対応します。

施策 6

外国人の人権

□現状と課題

国際化が進み多くの外国人が来日する中で、文化、価値観などへの理解が不十分であることから、様々な人権問題が発生しています。外国人住民の差別や偏見をなくすためには、多様性を認め、外国人の習慣などを理解・尊重することが必要です。

本市では、昭和57年（1982年）から海外の都市と友好交流都市提携を締結し、国際親善、国際交流を柱に国際化施策を進めてきました。また、情報・通信技術の飛躍的な進歩等により国籍や民族、文化の異なる人々、国々との交流の機会が増えています。

本市の外国人住民を在留資格別に見ると、特別永住者・永住者が約半数を占めますが、市内に5大学1研究機関が立地することから、留学生も多いことが特徴です。しかし近年は、技能実習生や、技術・人文知識・国際業務の資格で在留している外国人が増加傾向にあります。

外国人住民は、言葉や習慣、文化の違いを越えて暮らしており、このような中で、国を越え、助け合い、共に生きることの大切さを認識する必要があります。しかし、異なる言語や習慣、文化等への理解不足などから、就労や住宅、教育、結婚等の社会生活において、差別的な待遇を受けるなどの人権問題が生じています。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別言動いわゆるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、他の人に差別意識を生じさせることになりかねないため、平成28年（2016年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

本市では、平成29年（2017年）10月に「吹田市多文化共生推進指針」を策定し、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会で共に生きることができると目指し、施策を進めてきました。特に、国際理解のための教育やさまざまな交流事業、吹田市多文化共生ワンストップ相談センター（仮）の設置（令和4年

10月から開設予定)、多言語対応のパンフレットの作成、通訳派遣、外国人のための日本語講座等の事業などを実施しています。

なお、外国籍ではないが、外国にルーツをもつ市民や子供たちが自らのアイデンティティを尊重できる社会の実現も課題といえます。

□主な施策

①多文化共生社会の形成

市民、行政、事業者それぞれに対して多文化共生社会の意識啓発を進め、内外に開かれた多文化共生社会を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを促進します。

②コミュニケーション支援の推進

情報の多言語化、メディアによる生活情報の発信等、情報伝達手段の確保と日本語や日本社会に関する理解を外国人住民に深めてもらえるよう、学習支援に取り組めます。

□関連する主な個別計画

- 多文化共生推進指針

施策 7

さまざまな人権課題

□現状と課題

(1) インターネットによる人権侵害

インターネットの急速な普及により、知りたい情報がすぐに入手できるだけでなく、誰もが手軽に情報発信でき、世界中の人たちとつながりをもてるなど、私たちの生活に多くの利便性がもたらされています。一方で、匿名性の高さや、情報発信の容易さから、特定の個人や団体等への誹謗中傷や、プライバシーに関する情報の無断掲示、同和問題に関して差別を助長する行為など、人権に関わる様々な問題が発生しています。

インターネットを利用する一人ひとりが情報の収集・発信にあたり、個人の責任と、ルールやモラルを正しく理解できるように、教育や啓発活動を進める必要があります。

(2) 感染症に関する人権

感染症に対する誤った知識や偏見等により、様々な差別や人権侵害が起きています。

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。発病を抑える抗H I V薬などの治療法の開発も進み、仮に感染したとしても、早期発見、早期治療を行うことで、エイズの発症を予防することができます。

ハンセン病は、「らい菌」と呼ばれる細菌に感染することで起こる感染症ですが、感染力は弱く、感染し発病する可能性は極めて低く、万一発病した場合でも、治療法が確立しており、完治する病気です。

しかしながら、平成8年（1996年）に「らい予防法」が廃止されるまで続いた隔離政策によって、患者の人権が侵害され、偏見や差別を生み、患者やその家族が大きな苦しみを受けました。様々な事情から、今なお元患者の多くが、病気が完治したにもかかわらず、ハンセン病療養所に入所されています。

さらに令和2年（2020年）新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴

い、未知のウイルスに対する恐れや知識不足等から、「コロナ差別」などと呼ばれる様々な人権問題が発生しています。

このような偏見や差別をなくすため、感染症に関する正しい知識の普及や啓発活動が必要です。

（３）性的指向・性自認を理由とする人権侵害

LGBTとは、Lesbian（女性同性愛者）、Gay（男性同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（身体の性と心の性が一致しない状態やどちらの性別にも違和感を持つ状態の人）の頭文字とった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称の一つです。

LGBT以外にも、性的指向や性自認がはっきりしない人や揺れ動く人、あるいは性的指向や性自認を持たない人もいます。

性について考える時、「男性・女性」だけでなく、「身体の性」、「心の性（性自認）」、「性的指向」などの分けがあることは理解されつつありますが、「出生時の性と自認する性」が一致する人や、性的指向が異性に向いている人が多数派とされる中、性的マイノリティの人への偏見や差別はまだまだ存在しています。

誰もが自分の性的指向、性自認を尊重され、自分らしく生きることが出来る社会を作っていくことが大切です。

（４）その他の人権問題

前述の３項目以外にも、北朝鮮による拉致被害者の問題、アイヌの人々への民族差別、犯罪被害者等へのケアや誹謗中傷やプライバシーの侵害など二次被害の防止、個人情報保護、ひきこもりへの理解と対応の促進、ホームレスの人たちに対する理解と嫌がらせや暴行の根絶、刑を終えて出所した人の社会復帰の促進や差別、偏見の撤廃や防止、「パワハラ、セクハラ、モラハラ」など「ハラスメント」による人権侵害などさまざまな問題が生じています。

今後も、これらの人権問題への正しい理解と認識を深めるための啓発の取り組みが必要ですが、一地方自治体だけでは解決の困難なものもあることから、国や大阪府に働きかけ、動向を注視しながら、人権課題の解決に向けて対応

していきます。

□主な施策

①人権啓発事業の推進

人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、市民ひゅーまんセミナー、人権啓発パネル展、人権フェスティバル、市民平和のつどいなどの開催を推進します。

②相談窓口の充実

複雑化、多様化する相談内容に対応するため、窓口相互の連携を強化するとともに、職員の資質向上を図り、実効性のある相談・支援体制の充実に努めます。

IV 推進にあたって

1 分野を超えた連携

女性や障がい者など、個別の属性にかかる人権課題だけではなく、複合する課題を抱える人たちもいます。

そうした課題に対応するためには、個別の分野における施策を基本として、分野を超えた連携の視点で取り組む必要があります。

2 市民と行政との協働

本市の市民自治の基本を定めた「吹田市自治基本条例」に基づき、市と市民それぞれの役割と責任を自覚しながら施策を進めます。

3 関係団体との連携

吹田市人権啓発推進協議会をはじめ、三島人権擁護委員協議会吹田地区委員会、吹田市きしべ地域人権協会、吹田企業人権協議会では、これまで人権意識の啓発、高揚や人権課題解決に向けた活動が活発に行われてきました。

また、社会福祉協議会や民生・児童委員協議会などの公共的団体、NPOやボランティア団体あるいは大学、企業などでは、人権課題等の解決のためのさまざまな取組を行っています。

人権施策を効果的に推進していくため本市はこれらの関係団体と、より一層連携を深め、ネットワークを構築しながら人権施策を推進します。